令和6年7月大雨によってお住まいが浸水被害にあわれた皆さまへ

浸水住宅復旧緊急支援の補助金のご案内

《酒田市浸水住宅復旧緊急支援補助金》 【3月13日版】

令和6年7月の大雨災害により住宅が被害にあわれて、国の被災者生活再建支援制度の 対象とならない半壊、準半壊、一部損壊の世帯の方々に支援します。

【 申 請 期 限 】 令和8年2月27日まで

※予算額に達した場合は、受け付けを終了します。

【実績報告書提出期限】 令和8年2月27日まで

※工事完了日から1ヶ月後を目途に提出をお願いいたします。

併用可能な「災害救助法の住宅の応急修理」も合わせて申請ください。

≪補助対象工事≫

以下の①~②すべてに該当するもの

- ①自らが居住している住宅の浸水被害による復旧又は修繕工事(床工事等、ボイラーやエアコンの修理交換等)。
 - ※工事に併せて行う場合の泥の掻き出し・床下の消毒も対象になります(単独は不可)。
- ②罹災証明書で「半壊、準半壊、一部損壊(床下浸水)」が認められた住宅。
- ※ 着工後の申請も可能ですが、工事前・工事中の写真が必要になります。
- ※ 店舗、事務所、空き家、車庫や物置等は対象になりません。
 - 令和6年7月25日以降の工事が対象。
 - ・ 災害救助法に基づく応急修理工事は対象になりません。(別途工事可)
 - ・中規模半壊以上の場合、被災者再建支援法による支援制度があります。

≪補助金の基準額≫

浸水被害による復旧工事等に要する費用の1/2を補助

上限45万円

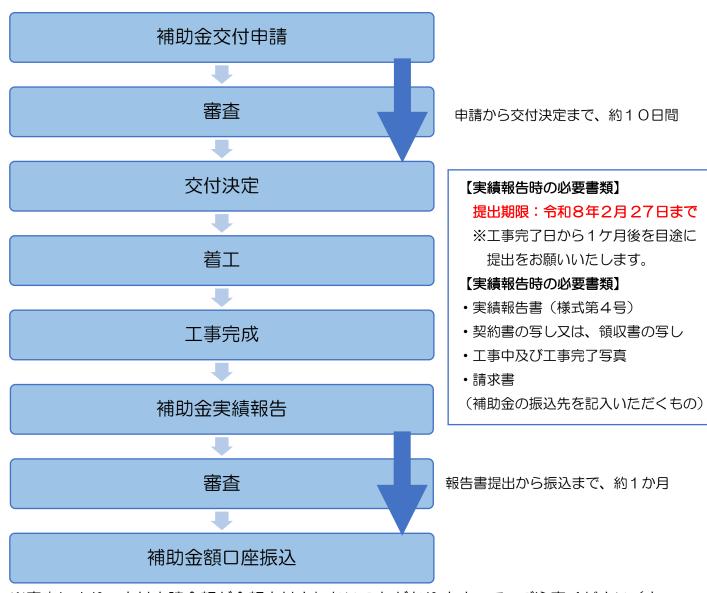
例 工事費100万円の場合、45万円を補助 工事費50万円の場合、25万円を補助 ※工事費は5万円以上が対象になります。

~ 裏面もご覧ください ~

≪申請に必要な書類≫

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 工事の内容がわかる工事計画概要書(様式第2号)
- (3) 工事の見積書写し
- (4) 工事前の状況がわかる写真等(着工後に申請する場合は工事中も添付)
- (5) 罹災証明書の写し
- (6) その他必要な書類等

≪手続きの流れ≫



※審査により、交付申請金額が全額交付されないことがありますので、ご注意ください(交付決定時にお知らせいたします)。

≪お問い合わせ窓□≫酒田市建設部建築課

TEL: 26-5749